

BTMU CHINA WEEKLY

〔年頭ご挨拶〕

平素より三菱東京 UFJ 銀行をお引き立て賜り、洵にありがとうございます。
年頭にあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

昨年中国は、金融面では人民元為替相場制度の変更、預金金利の自由化等の改革が進められるなか、8月には人民元が日本円を抜いて国際決済通貨シェアの第4位に浮上し、11月にはIMFのSDR(特別引き出し権)構成通貨への人民元の採用が決定するなど、人民元の国際通貨としての信任の高まりとともに、一段とプレゼンスが増した年となりました。一方で、中国経済は構造調整が進められるなか、景気減速が懸念され、その動向が世界中から注目されました。

本年は、中国の第13次5ヵ年計画の初年度にあたりますが、中国政府は、従来の規模・速度重視型から質・効率重視型の成長パターンへ移行しつつある「新常态(ニューノーマル)」に適應するべく、供給側改革を軸に捉え、イノベーションを通じて製造業の強化を図る「中国製造 2025」、インターネットと各種産業との融合を図る「インターネットプラス」や中国から欧州に至るシルクロード経済圏を構築する「一帯一路」等の国家戦略を推し進めることで、中高速成長を維持していくものと思われまふ。中国経済の持続的な発展に伴い、市場のさらなる拡大と日本企業の新たなビジネス・チャンスが期待されます。

斯かるなか、昨年6月、弊行は東京市場において初のオフショア人民元建て債券を発行し、安定的な資金調達の多様化に努めました。また、現在、中国現地法人の三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司では、福州支店開設の準備を進めており、支店開設後は中国大陸内全 19 拠点にてサービス拡充を図って参ります。

また、本邦に於いては中国をはじめアジア、欧米の最新情報のメール配信、各種セミナーの開催等により、お客様のグローバル事業戦略策定のお手伝いをさせて頂いております。邦銀随一の歴史とグローバルネットワークを有する弊行並びに弊行グループを今後も一層ご活用頂ければ幸いです。内外拠点一体となつてお客様のビジネスをご支援申し上げます。

本年も何卒宜しくお願ひ申し上げます。

三菱東京 UFJ 銀行
執行役員 国際業務部長
新家良一

CHINA WEEKLY

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 12月の製造業 PMI 指数 49.7 前月比 0.1 ポイント上昇
- 人民銀行 2015 年第 4 四半期景況感アンケート 引き続き企業・銀行の景況感低下
- アジアインフラ投資銀行正式発足 57ヶ国が創設メンバーに

【貿易・投資】

- 江蘇省・遼寧省 1月1日より最低賃金引き上げ

【金融・為替】

- 1月4日より銀行間外為市場の取引時間が延長
- 1月1日より個人の人民元・外貨両替の管理を強化

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「居住証暫定施行条例」
- 「国務院の自由貿易区戦略の加速実施に関する若干の意見」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

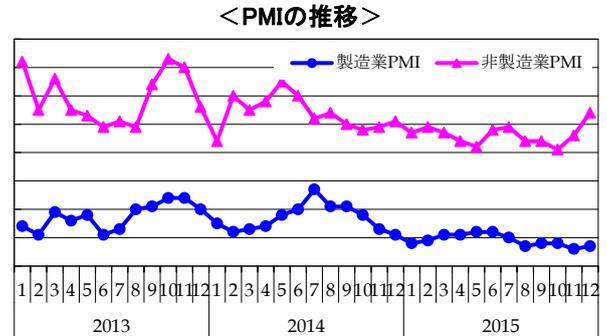
WEEKLY DIGEST

【経済】

◆12月の製造業 PMI 指数 49.7 前月比 0.1 ポイント上昇

国家統計局、中国物流購買連合会の 1 日の発表によると、12月の製造業 PMI 指数は前月より 0.1 ポイント上昇して 49.7 となった。

主要項目別では、生産動向を示す生産指数が前月比 +0.3 ポイントの 52.2、購買量指数が同 +2.0 ポイントの 50.3 と、景況感の改善と悪化の分岐点となる 50 を上回った。また、内外需を示す新規受注指数は同 +0.4 ポイントの 50.2、新規輸出受注指数は同 +1.1 ポイントの 47.5 と、ともに前月より改善した。



(出所) 中国物流購買連合会の公表データを基に作成

一方、今後の景況感動向を示す生産経営活動期待指数は前月比 ▲3.7 ポイントの 44.6 と、2ヶ月連続で 50 を下回り、先行き不透明感が表れた。

同局は PMI 指数がわずかに上昇した要因について、供給側と需要側の指数がともに改善したこと等を挙げたものの、昨今の原油価格の大幅な下落や企業の年末の資金繰り悪化等により、製造業の下振れ圧力は依然大きいと指摘した。

なお、非製造業 PMI 指数は前月比 +0.8 ポイントの 54.4 と 2ヶ月連続で上昇し、2015 年通年で最高となった。クリスマスや年末セール等の影響を受け、サービス業が前月比 +0.9 ポイントの 53.7 と好調を維持していることが押し上げ要因と見られる。

◆人民銀行 2015 年第 4 四半期景況感アンケート 引き続き企業・銀行の景況感低下

中国人民銀行は 2015 年 12 月 24 日、企業、金融機関、都市部預金者を対象とする 2015 年第 4 四半期の景況感アンケート調査を発表した。前期に続き企業、金融機関ともに景気減速感が一段と強まる結果となった。

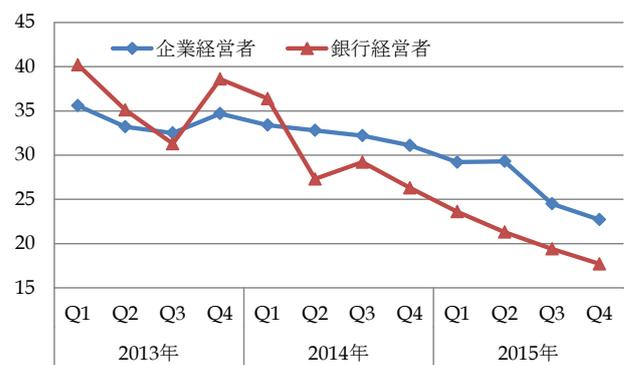
企業経営者のマクロ経済景況感指数は前期より 1.8 ポイント低下して 22.7 となった。足元の景気について、「冷え気味」と感じる人の割合は前期の 52.4% から 55.8% に増加する一方、「正常」と感じる人の割合は前期の 46.4% から 43.0% に減少した。

銀行経営者のマクロ経済景況感指数は前期より 1.7 ポイント低下して 17.7 となった。足元の景気について、「冷え気味」と感じる人の割合は前期の 62.2% から 65.2% に増加する一方、「正常」と感じる人の割合は前期の 36.8% から 34.3% に減少した。

預金者の足元の住宅価格に対する実感については、「高すぎて受け入れ難い」と感じる人の割合が前期の 49.7% から 52.0% に増加したものの、今後 3 ヶ月以内に住宅購入を予定する人の割合も前期の 13.8% から 14.7% に増加した。

なお、預金者の貯蓄・消費・投資意欲については、「さらに貯蓄したい」と回答する人の割合が前期比 ▲2.0 ポイントの 42.0% と減少した一方、「さらに消費したい」が同 +0.4 ポイントの 20.8%、「さらに投資したい」が同 +1.6 ポイントの 37.2% と増加した。投資を行う場合に選好する運用商品の上位は、「ファンド・理財商品」が 33.0%、「債券」15.0%、「株式」14.7% の順となっている。

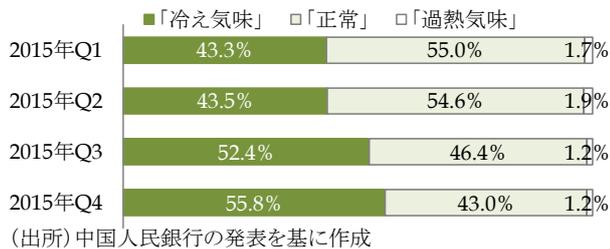
<マクロ経済景況感指数の推移>



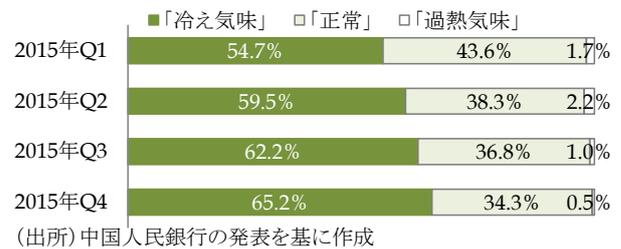
(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

CHINA WEEKLY

＜企業経営者の景気に対する実感＞



＜銀行経営者の景気に対する実感＞



◆アジアインフラ投資銀行正式発足 57ヶ国が創設メンバーに

財政部は2015年12月25日、アジアインフラ投資銀行(AIIB)が正式に発足したことを発表した。AIIBは2013年10月に習近平主席と李克強総理が設立を提起した中国が主導する初の国際金融機関で、本部は北京市に置かれ、初代総裁には金立群元財政部副部長が就任する見通し。創設メンバーは57ヶ国で、うち、ミャンマー、シンガポール、オーストラリア、英国等17の創設メンバー国が2015年12月25日までに「アジアインフラ投資銀行協定」を批准しており、初期の出資比率が出資金総額の50%を超えたことにより正式発足の運びとなった。

初期の重点融資分野にはエネルギー、通信、農業インフラ設備、給水・汚水処理、環境保護、都市開発、物流等の業種が含まれると見られ、2016年1月16日～18日に北京で開業式典と共に開催される理事会・董事会で、具体的な銀行業務や融資政策等を決定するとしている。

楼継偉財政部部長は、「AIIBの発足は、国際経済の構造改革において極めて重要な意味を持つもので、今後、世界銀行やアジア開発銀行(ADB)等既存の国際金融機関と共に、アジアのインフラ整備や持続可能な経済発展に対して積極的に貢献していく」とコメントした。

【貿易・投資】

◆江蘇省・遼寧省 1月1日より最低賃金引き上げ

江蘇省、遼寧省政府はこのほど、最低賃金の引き上げを発表した。

江蘇省は最低賃金を1,630元(2014年11月改定)から1,770元へ引き上げ、江蘇省の蘇州市は別途、最低賃金を1,680元(2014年11月改定)から1,820元へ引き上げ、ともに2016年1月1日より実施した。

また、遼寧省は最低賃金を1,300元(2013年7月改定)から1,530元へ引き上げ、2016年1月1日より実施した。

※各地域の最低賃金については、下記リンクをご参照ください。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316010605.pdf>

【金融・為替】

◆1月4日より銀行間外為市場の取引時間が延長

中国人民銀行と国家外貨管理局は2015年12月23日、銀行間外為市場の取引時間の延長とさらなる対外開放措置を発表した。

銀行間外為市場の取引時間は、従前の9:30～16:30から、2016年1月4日より9:30～23:30に延長された。但し、人民元対米ドルの当日終値は従来と同じく16:30時点の直物取引価格を基準とする。

また、一定の国際的影響力、地域代表性を有し、一定規模の人民元両替業務を取扱っている域外銀行に対し、銀行間外為市場への申請を経て会員となり、銀行間外為市場の全種類の取引に参加することを可能とした。

中国人民銀行は、今回の措置について、人民元の国際化の一環として、域内の外為市場参加者の拡充、海外市場との取引ルートの拡大、オンショア・オフショア間の人民元為替相場の乖離の解消を目指すものとしている。

◆1月1日より個人の人民元・外貨両替の管理を強化

国家外貨管理局は2015年12月31日、「個人外貨管理の一層の改善に関する通知」(匯發[2015]49号)を發表し、2016年1月1日より個人の人民元・外貨両替に対する管理を強化した。

域内個人の人民元から外貨、外貨から人民元への両替取引について、従来の規定では、それぞれ年間限度額(5万米ドル相当)管理が行なわれ、年間限度額以下の場合、関連のエビデンス書類は不要で、本人確認書類のみ提出が求められていたなか、知人などの名義を借りて実質5万米ドル以上の両替を行うケースが散見されたことから、当局はこうした限度額管理を回避する取引に対し、「要注意先リスト」制度等の新たな管理方法を導入した。

具体的には、個人が他人の名義を借りて両替を行った場合、直ちに当該個人を「要注意先リスト」の管理対象とする。個人が他人に名義を貸して両替に協力した場合、名義を貸した個人に対し1回目は取引銀行を通じて「個人外貨業務リスク提示文書」を以って書面通知を行ない、2回目は当該個人を「要注意先リスト」の管理対象とする。「要注意先リスト」に載った個人に対しては、リスト入りした年度以降3年間の両替行為を厳格に審査する。

RMB REVIEW

今週はデータのみ掲載とさせていただきます

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2015.12.21	6.4771	6.4771~ 6.4815	6.4808	-0.0007	5.3387	0.0183	0.83600	-0.0000	7.0408	0.0294	2.3900	3813.25	65.95
2015.12.22	6.4792	6.4766~ 6.4794	6.4788	-0.0020	5.3522	0.0135	0.83566	-0.0003	7.0712	0.0304	2.4600	3822.93	9.68
2015.12.23	6.4786	6.4751~ 6.4788	6.4778	-0.0010	5.3521	-0.0001	0.83572	0.0001	7.0724	0.0012	2.4100	3807.17	-15.76
2015.12.24	6.4780	6.4760~ 6.4799	6.4768	-0.0010	5.3773	0.0252	0.83559	-0.0001	7.0908	0.0184	2.3500	3781.51	-25.66
2015.12.25	6.4745	6.4606~ 6.4770	6.4763	-0.0005	5.3805	0.0032	0.83541	-0.0002	7.1045	0.0137	2.3000	3797.05	15.54
2015.12.28	6.4766	6.4761~ 6.4880	6.4880	0.0117	5.3796	-0.0009	0.83693	0.0015	7.1211	0.0166	2.5800	3700.33	-96.72
2015.12.29	6.4897	6.4840~ 6.4948	6.4852	-0.0028	5.3903	0.0107	0.83689	-0.0000	7.1207	-0.0004	2.4200	3730.59	30.26
2015.12.30	6.4938	6.4884~ 6.4938	6.4902	0.0050	5.3895	-0.0008	0.83743	0.0005	7.0963	-0.0244	2.6200	3739.50	8.91
2015.12.31	6.4940	6.4897~ 6.4943	6.4936	0.0034	5.3931	0.0036	0.83780	0.0004	7.0913	-0.0050	2.8000	3704.73	-34.77

(出所) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所のデータを基に作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2015 年 12 月上旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

<p>[行政法規] 【戸籍制度改革】 ○「居住証暫定施行条例」(国務院令第 663 号、2015 年 11 月 26 日公布、2016 年 1 月 1 日施行)</p> <p>【対外開放】 ○「国務院の自由貿易区戦略の加速実施に関する若干の意見」(国発[2015]69 号、2015 年 12 月 6 日発布・実施)</p> <p>【祝祭日】 ○「国務院弁公庁の 2016 年一部祝祭日の手配に関する通知」(国弁発明電[2015]18 号、2015 年 12 月 10 日発布・実施)</p> <p>【行政改革】 ○「国務院の上海市の“証照分離”改革試行全体計画の展開に関する同意」(国函[2015]222 号、2015 年 12 月 22 日発布・実施)</p>	<p>従来の暫定居住証(「暫住証」)に代わる居住証制度に関する基本法規。■戸籍所在地以外の都市に半年以上居住し、合法かつ安定的に就業、居住または就学する者に発給される。居住証保有者には、義務教育、就業サービス、医療・衛生・計画出産サービスなどの基本公共サービスと、パスポート交付、本人証明書の再発行・変更、自動車登記、自動車運転免許証交付などの利便が提供される。日系企業にとっても、雇用の安定化という点で意義が大きい。</p> <p>自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)の締結を加速する方針を示したもの。昨年 10 月の環太平洋パートナーシップ(TPP)の大筋合意をふまえて打ち出したと見られる。■重点は、①近隣諸国・地域との協定、②“一帯一路”(中央アジアからヨーロッパにつながる“シルクロード経済ベルト”と東南アジア、インド、アラビア半島沿岸部、アフリカ東岸を結ぶ“21 世紀海上シルクロード”)の沿線諸国との協定、③その他の新興国、途上国の大国、主要経済グループ、一部先進国との協定としている。■国内の体制整備に関する措置もあげており、その中には TPP で合意された知的財産権、環境保護、電子商取引、競争政策、政府調達も含まれている。</p> <p>2016 年の祝祭日に関する通知。■元旦:1 月 1 日(金)(2 日(土)と 3 日(日)は連休)、春節:2 月 7 日(日)~13 日(土)(2 月 6 日(土)と 14 日(日)は通常通り)、清明節:4 月 4 日(月)(2 日(土)と 3 日(日)は連休)、労働節:5 月 1 日(日)(2 日(月)は代休)、端午節:6 月 9 日(木)~11 日(土)(12 日(日)は通常通り)、中秋節:9 月 15 日(木)~17 日(土)(18 日(日)は通常通り)、国慶節:10 月 1 日(土)~7 日(金)(8 日(土)と 9 日(日)は通常通り)。</p> <p>上海浦東新区での行政改革の試行を許可したもの。“証照分離”とは、企業の業務に関する許可の取得と設立時の営業許可証(「営業執照」)の取得を切り離すもので、今後の全国での行政改革の方向を示したものとして注目される。試行期間は 2015 年 12 月 22 日から 3 年間とされている。■上海での改革内容は、行政許可事項を、①審査・許可の取り消し、②審査・許可から届出への変更、③“告知承諾制”の実施、④審査・許可の透明度及び予見可能性の引き上げ、⑤市場参入管理の強化の 5 つに分類する。このうち“告知承諾制”は、審査・許可を行う項目について、行政</p>
---	---

機関が審査・許可条件と申請資料を告知し、企業がそれに適合することを承諾して申請すれば、その場で許可する制度。審査・許可の透明度及び予見可能性の引き上げは、手続きを公開し、ネット上での申請・処理を行うことで、透明度と結果の予見可能性を実現するもの。■これらは合計 116 項目あり、その中には「記録可能光ディスク生産企業設立審査・許可」(取り消し)、「加工貿易審査・許可」(届出に変更)、「外商投資映画館設立許可」、「道路運輸ターミナル(駐車場)経営許可証発行」、「建築企業資質申請・昇級・項目増加・変更許可」、「不動産開発企業資質査定」、「公共場所衛生許可」、「中外合弁職業技能訓練機構設立審査・許可」(以上は“告知承諾制”を実施)、「道路貨物運輸経営許可証発行」、「中外合弁・合作公演仲介機構設立審査・許可」、「外商投資旅行社業務経営許可」、「養老機構設立許可」、「中外合弁・合作及び外商独資包装裝飾印刷企業設立審査・許可」、「石油精製油小売経営資格審査・許可」(以上は透明度と予見可能性引き上げ)、「化粧品生産企業衛生許可」、「食品生産許可」、「食品販売許可、飲食サービス許可」、「危険化学品経営許可証発行」(以上は市場参入管理強化)など、日系企業にも関係のある項目が多数含まれている。■具体的な項目と取り扱いについては、中国政府の下記ウェブサイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/29/content_10519.htm

[規則]

【税】

○『「増値税ゼロ税率適用課税サービス税額還付(免除)管理弁法』の補充公告」(国家税務総局公告 2015 年第 88 号、2015 年 12 月 14 日公布、同年 12 月 1 日施行)

昨年 12 月 1 日から一部サービスの輸出(国外へのサービス提供)に増値税ゼロ税率が適用されたが、その規定の補充公告(元の規定については本誌 [2015 年 11 月 18 日号](#) の EXPERT VIEW 中の「財政部、国家税務総局の映画・テレビ等輸出サービスの増値税ゼロ税率適用に関する通知」の解説記事をご参照)。■具体的な業務範囲のほか、税務手続きが示されている。①税額還付(免除)を申告する際には規定により輸出税額還付(免除)届出を行う、②サービス輸出後は、翌月から翌年 4 月 20 日までの各増値税納税申告期間内に税額還付(免除)申告を行い、期限を過ぎた場合は免税申告とするが、免税申告も行わない場合は増値税を納付する、など。

○「営業税改革増値税徴収試行期間の関係増値税問題に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年第 90 号、2015 年 12 月 22 日公布、2016 年 2 月 1 日施行)

営業税から増値税への改革試行に関する若干の新しい措置。■①使用済みの固定資産を販売し、簡易計算方式で徴収率が 3% から 2% への減税政策が適用された場合、これを放棄する代わりに 3% の徴収率で納税し、増値税専用発票を発行できる(注:従来は簡易計算方式で納税する場合、仕入控除は不可)、■②ファイナンスリースで動産のセール&リースバック取引を行う場合、当期販売額から控除できる動産の本体価格は、契約書で取り決めた当期の受け取るべき本体価格とし、契約書がないか取り決めていない場合は、当期に実際に受け取った本体価格とする、■③動産のファイナンスリースで、ファクタリング方式で金融機関に債権を譲渡する場合、レシーとの関係に変更がなければ、引き続き増値税を納付し、レシーに発票を発行しなければならない、など。

CHINA WEEKLY

○「販売商品返品消費税還付等 2 項目の消費税審査・許可事項取り消し後の関係管理問題に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年第 91 号、2015 年 12 月 23 日公布・施行)

国務院の行政審査・許可項目取り消しの一環で、2014 年 10 月から消費税関連の項目も取り消しとなったが、これを受けて今後の手続きを示したもの。■①販売商品が返品になった場合、納付済みの消費税を還付するが、その申請時には発行予定の“紅字増値税発票”、還付証明等をもって届出を行う、②輸出商品の免税手続き後に返品され、再輸入時に免税とされた場合は、暫定的に補充徴収せず、国内販売の当月の消費税申告時に調整する、など。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2016 年 2 月 6 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>